特定非営利活動法人　市民生活支援センターふくしの家

会　員　規　則

(目的)

第１条　この規則は、特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家の会員に関し必要な事項を定め、もって適正な会員の確保及び会費の収入の安定を目的とする。

(会員の種類)

第２条　特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家（以下「本会」という。）の会員は、次の通りとする。なお、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

正 会 員

本法人の活動及び目的・理念に賛同し、自らも法人の運営や事業に直接携わる会員

賛助会員

本法人の活動及び目的・理念に賛同し、法人の活動を間接的に応援する会員

(入会)

第３条　本会の正会員になろうとするものは、所定の入会申込書を理事長に提出するものとする。なお、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。入会を認めない場合には、速やかに理由を付した書面を本人に通知する。

２　賛助会員においても、上記を準用する。

(入会金)

第４条　本会の入会金は２,000 円とする。

(会員の機能)

第５条　会員は、本会が実施する特定非営利活動に係る事業に参加できるとともに、本会の事業に関連する情報などの提供を受けることができる。

(会費)

第６条　会員の年会費は次のとおりとする。尚、年会費には会報誌（年４回程度）の購読料を含むものとする。

①　正会員　　個人　3,000 円　団体 5,000 円

②　賛助会員　個人　3,000 円　団体 5,000 円

(会費の納入)

第７条　会費の納入は年１回とする。

(会費の変更)
第８条　理事長は総会の議決を経て、会費の額及び内容を変更できる。

(資格の喪失)
第９条　会員は、次の事由によって資格を喪失する。
（1)退会届の提出をしたとき
（2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
（3)継続して２年以上会費を滞納したとき
（4)除名されたとき

(退会)
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)
第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（1)この規則又は定款に違反したとき。
（2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費及び拠出金品の不返還)
第 12 条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

附則
この規則は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。
平成２６年１０月１日　一部改正